

元市職員の不適切な事務処理等に関する調査特別委員会

調査報告書

令和6年10月31日

目次

	ページ
1 調査の趣旨	1
2 調査特別委員会の設置及び調査事項	
(1) 設置の決議	1
(2) 委員会名称及び構成	1
(3) 調査事項	1
(4) 調査権限	2
(5) 調査期限	2
3 委員会の開催状況	3
4 証人の出頭等	
(1) 証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項	8
(2) 書面による尋問を求めた者、証言を求めた事項	10
5 記録、資料の提出	
(1) 地方自治法第100条第1項の規定により提出を求めた記録 及び提出状況	10
6 委員派遣	13
7 調査の内容及び委員会としての判断	
(1) 温泉利用券に関する虚偽の公文書を作成した疑惑	13
(2) お節料理の管理	15
(3) 旧東京アンテナショップでの在庫管理	17
(4) 商品券を使用して購入したPC・プリンター	18
8 総括	19
9 証言拒否等	
(1) 証人の出頭拒否、参考人の出席拒否の状況	20
(2) 証人の証言拒否の状況	20
(3) 虚偽の証言、自白の状況	20
(4) 記録の提出拒否の状況	20
(5) 宣誓拒否の状況	20

10 告発	
(1) 告発の状況	2 0
(2) 告発の取下げ	2 0
11 調査経費	
(1) 調査経費に関する議会の議決状況	2 1
(2) 決算見込み額	2 1
12 その他	
(1) 証人に対する公示送達	2 1

1 調査の趣旨

本市議会では、令和4年3月の臨時会において、本市ふるさと納税返礼品の手数料に係る不明瞭な事務処理が明らかになったことを受け、その原因究明と、仮に本市がふるさと納税制度の対象から除外された場合の対応についての調査を行うために、ふるさと納税問題調査特別委員会による調査とあわせて、議会から要望して設置された洲本市ふるさと納税問題第三者調査委員会による調査がなされた。

令和5年10月には、同特別委員会の調査報告において、ふるさと納税制度からの指定取消しをはじめ、一連の原因は、不適切な事務処理が行われていた当時の市長をはじめ、市幹部のコンプライアンス意識の低さや、年々増加するふるさと洲本ももっとも応援寄附金の収入額に比例し、元課長に権限が集中する形となり、より多くの寄附額を集めることに注力し、結果として、内部統制機能が正常に働かなかったこと、ずさんな在庫管理や情報共有がなされていないことなどが考えられる。さらに、ふるさと納税に係る書類等についても、適正に作成、管理されているとは言えず、議会の議決が必要である契約についても認識は甘く、議会軽視と言わざるを得ないと指摘した調査報告がまとめられた。その中でも、元市職員によるふるさと納税事務に関連した不適切な事務処理等については、地方自治法第100条に基づき、調査権限の強い特別委員会において、より深く調査を行うべく当委員会が設置された。

2 調査特別委員会の設置及び調査事項

(1) 設置の決議

「元市職員の不適切な事務処理等の調査に関する決議」

令和5年10月19日、令和5年第5回洲本市議会定例会において可決

(2) 委員会の名称及び構成

- | | |
|-------|---------------------------|
| ①名称 | 元市職員の不適切な事務処理等に関する調査特別委員会 |
| ②定数 | 6人 |
| ③委員長 | 木戸 隆一郎 |
| ④副委員長 | 柳川 真一 |
| ⑤委員 | 間森 和生 |
| | 濱野 隆 |
| | 中野 睦子 |
| | 先田 正一 |

(3) 調査事項

- ① 温泉利用券に関する虚偽の公文書を作成した疑惑について
- ② お節料理の管理について
- ③ 旧東京アンテナショップでの在庫管理について
- ④ 商品券を使用して購入したPC・プリンターについて

(4) 調査権限

地方自治法第100条第1項及び第10項並びに同法第98条第1項の権限を元市職員の不適切な事務処理等に関する調査特別委員会に委任する。

(5) 調査期限

議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、調査が終了するまで継続して行うことができる。

3 委員会の開催状況

	日時・場所	協議内容等
第1回	令和5年10月19日（木） 午前10時44分～午前10時54分 第2委員会室	1 正副委員長の互選 (木戸委員長、柳川副委員長が当選) 2 委員会の運営方針 (概ね、半年程度を期限として、今後、10回の調査を行うということに決定。) 3 次回開催時期 (開催日時について、正副委員長で協議し、決定することに決定。)
第2回	令和5年11月20日（月） 午後1時30分～午後1時42分 議場	1 調査事項の確認 (調査事項を 「温泉利用券に関する虚偽の公文書を作成した疑惑について」 「お節料理の管理について」 「旧東京アンテナショップでの在庫管理について」 「商品券を使用して購入したPC・プリンターについて」とすることに決定。) 2 記録提出要求 (お節料理の管理について、 K社へ 受注が確認できる書類として、請求書、納品書。元課長とのメールでのやりとり。 洲本市へ、 最新のお節料理の配布先が確認できる書類の一覧。K社とのメールでのやりとり。 温泉利用券に関する虚偽の公文書を作成した疑惑について、 洲本市へ、 令和3年4月1日付、C連盟からの洲本温泉利用券にかかる見積

		書。 商品券を使用して購入したPC・プリンターについて、 L社へ 請求書と納品書。 洲本市へ 発注書。 以上の記録提出を求めることを決定。） 3 証人出頭要求 (A元企画情報部長、B元企画情報部長に対して、 次回委員会に出頭要求を行うことを決定。)
第3回	令和5年12月7日(木) 午前10時00分～午後2時5分 議場	1 証人尋問 (A元企画情報部長、B元企画情報部長) 2 証人出頭要求 (C連盟事務局長、D旧東京アンテナショップ元店長に対して、 次回委員会に出頭要求を行うことを決定。)
第4回	令和5年12月27日(水) 午前10時00分～午後2時53分 議場	1 証人尋問 (C連盟事務局長、D元店長) 2 記録提出要求 (お節料理の管理について、 K社へ 令和3年度における洲本市との間において締結されたお節料理に関する契約書、その他関係書類一式。(契約書が存在しない場合は、その理由)。お節料理を発送した送付先の名称、住所、連絡先(電話番号等)の一覧表。発送伝票の控え(発送を他の法人等に、委託して発送伝票を保管していない場合には、当該事業者を通じて開示。) 発送に関する委託先事業

		者の名称、住所、連絡先（電話番号等）。 旧東京アンテナショップでの在庫管理について、 （株）淡路島第一次産業振興公社へ旧東京アンテナショップにおける仕入先の一覧表、各仕入先からの請求書及び支払い総額。2018年10月1日から12月31日までの間に、御食国から発送された物品すべての発送伝票の控え。 以上の記録提出を求めることを決定。） 3 証人出頭要求 （E元企画情報部長、F元魅力創生課課長補佐に対して、次回委員会に出頭要求を行うことを決定。）
第5回	令和6年1月16日（火） 午前10時00分～午後4時40分 議場	1 証人尋問 （E元企画情報部長、F元魅力創生課課長補佐） 2 記録提出要求 （商品券を使用して購入したパソコン・プリンターについて、L社元課長が、商品券を使用して購入し、市へ納品したものの一覧表及び、その納品書の記録提出を求めることを決定。） 3 証人出頭要求 （竹内前市長に対して 次回委員会に出頭要求を行うことを決定。） 4 書面尋問の要請 （H元魅力創生課係長へ書面による尋問を要請することを決定。）
第6回	令和6年2月22日（木） 午後1時30分～午後4時51分 議場	1 証人尋問 （竹内証人） 2 書面尋問

		(H元魅力創生課係長の書面尋問への回答を報告。) 3 記録提出要求 (お節料理の管理について、M社へ お節料理にかかる発送伝票、送り先の一覧。洲本市との契約関係書類一式(無い場合はその理由。)、洲本市とのメールのやりとりの記録提出を求めることを決定。) 4 次回の委員会について (年度を跨いで調査を継続するための決議について協議することを決定。)
第7回	令和6年3月12日(火) 午後4時30分～午後4時38分 議場	1 決議について (令和6年度においてもG元課長をはじめ、関係者への調査を継続して実施していくため、3月定例会に、決議を行うことを決定。) 2 証人出頭要求 (上崎市長、浜辺副市長に対して、次回委員会に出頭要求を行うことを決定。)
第8回	令和6年5月2日(木) 午前10時00分～午後5時17分 議場	1 証人尋問 (浜辺証人、上崎証人) 2 記録提出要求 (お節料理の管理について、N社へ、 お節料理の発送伝票、送り先の一覧、K社との契約書類一式。 O社へ お節料理の配送にかかる配送先一覧の記録提出を求めることを決定。) 3 証人出頭要求 (G元魅力創生課長に対して 次回委員会に出頭要求を行うことを決定。)

		4 書面尋問の要請 (I 元魅力創生課係長へ書面による尋問を要請することを決定。)
第9回	令和6年5月25日(土) 午後1時00分～午後5時41分 議場	1 証人尋問 (G 元魅力創生課長) 2 書面尋問 (I 元魅力創生課係長の書面尋問への回答を報告。) 3 今後の予定について (これまでの証人尋問での証言、記録提出があった資料などを確認しながら、報告書を取りまとめていくことを決定。)
第10回	令和6年6月18日(火) 午後4時50分～午後4時52分 議場	1 書面尋問の要請 (J 元魅力創生課係員へ書面による尋問を要請することを決定。) 2 次回の委員会について (次回の委員会開催について、委員協議会で協議することを決定。)
第11回	令和6年10月28日(月) 午後1時30分～午後1時37分 議場	1 調査報告書(案)について 2 記録の返還について (調査終了に伴い、関係者から提出された記録を返還することに決定。)

4 証人の出頭等

(1) 証人として出頭を求めた者、証言を求めた事項

①A 元企画情報部長

○出頭を求めた日時

令和5年12月7日（木）午前10時

○証言を求めた事項

・温泉利用券に関する虚偽の公文書を作成した疑惑について

②B 元企画情報部長

○出頭を求めた日時

令和5年12月7日（木）午後1時30分

○証言を求めた事項

・お節料理の管理について

③C 連盟事務局長

○出頭を求めた日時

令和5年12月27日（水）午前10時

○証言を求めた事項

・温泉利用券に関する虚偽の公文書を作成した疑惑について

④D 旧東京アンテナショップ 元店長

○出頭を求めた日時

令和5年12月27日（水）午後1時30分

○証言を求めた事項

・旧東京アンテナショップでの在庫管理について

⑤E 元企画情報部長

○出頭を求めた日時

令和6年1月16日（火）午前10時

○証言を求めた事項

・温泉利用券に関する虚偽の公文書を作成した疑惑について

⑥F 元魅力創生課課長補佐

○出頭を求めた日時

令和6年1月16日（火）午後1時30分

○証言を求めた事項

・温泉利用券に関する虚偽の公文書を作成した疑惑について

・お節料理の管理について

- ・旧東京アンテナショップでの在庫管理について
- ・商品券を使用して購入したP C・プリンターについて

⑦竹内通弘 前市長

○出頭を求めた日時

令和6年2月22日（木）午後1時30分

○証言を求めた事項

- ・温泉利用券に関する虚偽の公文書を作成した疑惑について
- ・お節料理の管理について
- ・旧東京アンテナショップでの在庫管理について
- ・商品券を使用して購入したP C・プリンターについて

⑧浜辺 学 副市長

○出頭を求めた日時

令和6年5月2日（木）午前10時00分

○証言を求めた事項

- ・温泉利用券に関する虚偽の公文書を作成した疑惑について
- ・お節料理の管理について
- ・旧東京アンテナショップでの在庫管理について
- ・商品券を使用して購入したP C・プリンターについて

⑨上崎勝規 市長

○出頭を求めた日時

令和6年5月2日（木）午後1時30分

○証言を求めた事項

- ・温泉利用券に関する虚偽の公文書を作成した疑惑について
- ・お節料理の管理について
- ・旧東京アンテナショップでの在庫管理について
- ・商品券を使用して購入したP C・プリンターについて

⑩G 元魅力創生課長（退職）

○出頭を求めた日時

令和6年5月25日（土）午後1時00分

○証言を求めた事項

- ・温泉利用券に関する虚偽の公文書を作成した疑惑について
- ・お節料理の管理について
- ・旧東京アンテナショップでの在庫管理について
- ・商品券を使用して購入したP C・プリンターについて

(2) 書面による尋問を求めた者、証言を求めた事項

①H 元魅力創生課係長

○証言を求めた事項

- ・温泉利用券に関する虚偽の公文書を作成した疑惑について
- ・お節料理の管理について
- ・商品券を使用して購入したP C・プリンターについて

②I 元魅力創生課係長

○証言を求めた事項

- ・お節料理の管理について

③J 元魅力創生課係員（退職）

○証言を求めた事項

- ・お節料理の管理について

5 記録の提出

(1) 地方自治法第100条第1項の規定により提出を求めた事項

①洲本市長 上崎勝規

○提出を求めた記録

温泉利用券に関する虚偽の公文書を作成した疑惑について

- ・洲本温泉利用券にかかる見積書

お節料理の管理について

- ・K社とのメール文書
- ・最新のお節料理の配布先一覧

商品券を使用して購入したP C・プリンターについて

- ・発注書

○提出状況

令和5年11月21日付で上記の記録の提出を求めたところ、令和5年11月28日に、記録の提出があった。

なお、K社とのメール文書、商品券を使用して購入したP C・プリンターの発注書については、不存在として提出されなかった。

②K社

○提出を求めた記録

お節料理の管理について

- ・請求書、納品書
- ・洲本市とのメール文書

【追加請求分】

- ・令和３年度に洲本市と締結した契約書、その他関係書類一式（契約書が存在しない場合は、その理由）
- ・お節料理を発送した送付先の名称、住所、連絡先（電話番号等）の一覧表
- ・発送伝票の控え（発送を他の法人等に委託して、発送伝票を保管していない場合には、当該事業者を通じて開示）
- ・発送に関する委託先事業者の名称、住所、連絡先（電話番号等）

○提出状況

令和５年１１月２１日付で上記（【追加請求分】除く）の記録の提出を求めたところ、令和５年１１月２８日に、記録の提出があった。

なお、納品書については、不存在として提出されなかった。

また、令和５年１２月２８日付で上記、【追加請求分】の記録の提出を求めたところ、令和６年１月２３日に、記録の提出があった。

なお、契約書については、不存在のため提出はなかったが、市から契約書を作成しない旨の連絡を受け、代わりに契約内容を記載した申込書を提出するよう市へ依頼し、作成した旨の報告書の提出があった。

また、お節料理の発送関係については、不存在のため提出はなかったが、発送業務については受託していない旨の報告書の提出があった。

③Ｌ社

○提出を求めた記録

商品券を使用して購入したＰＣ・プリンターについて

- ・請求書、納品書

【追加請求分】

- ・元課長が、商品券を使用して購入し、市へ納品したものの一覧表及び、その納品書

○提出状況

令和５年１１月２１日付で上記（【追加請求分】除く）の記録の提出を求めたところ、令和５年１１月２７日に、記録の提出があった。

なお、納品書については、不存在として提出されなかった。

また、令和６年１月１６日付で上記、【追加請求分】の記録の提出を求めたところ、令和６年２月１日に、記録の提出があった。

④株式会社淡路島第一次産業振興公社 代表取締役社長 上崎勝規

○提出を求めた記録

旧東京アンテナショップでの在庫管理について

- ・旧東京アンテナショップにおける仕入先の一覧表、各仕入先からの請求書及び支払い総額

- ・ 2018年10月1日から12月31日までの間に、御食国から発送された物品すべての発送伝票の控え

○提出状況

令和5年12月28日付で上記の記録の提出を求めたところ、令和6年1月25日に、記録の提出があった。

⑤M社

○提出を求めた記録

お節料理の管理について

- ・ お節料理にかかる発送伝票、送り先の一覧
- ・ 洲本市との契約関係書類一式（ない場合はその理由）
- ・ 洲本市とのメール文書

○提出状況

令和6年2月26日付で上記の記録の提出を求めたところ、令和6年3月7日に、いずれの資料についても不存在との回答書の提出があった。

⑥N社

○提出を求めた記録

お節料理の管理について

- ・ お節料理にかかる発送伝票、送り先の一覧
- ・ K社との契約関係書類一式
- ・ K社とのメール文書

○提出状況

令和6年5月9日付で上記の記録の提出を求めたところ、K社とのメール文書については、令和6年5月23日に、記録の提出があった。

なお、お節料理にかかる発送伝票、送り先一覧については、不存在のため提出はなかったが、配送個数管理情報の提出があった。

また、K社との契約関係書類については、不存在のため提出はなかったが、製造依頼確認書の提出があった。

⑦O社

○提出を求めた記録

お節料理の管理について

- ・ ヤマトジャスト便冷凍を使用して、M社より依頼を受けた、ふるさと納税用お節料理配送にかかる下記期間における配送先一覧
 （2021年（令和3年）12月発送（3段402個 1段244個））
 （2022年（令和4年）1月発送（3段447個 1段211個））
- ・ 上記の期間以外にも同様の内容の配送があれば、その配送先一覧

【追加請求分１】

- ・ヤマトジャスト便冷凍を使用して、N社より依頼を受けた、ふるさと納税用お節料理配送にかかる下記期間における配送先一覧
（２０２１年（令和３年）１２月発送（３段４０２個　１段２４４個）
（２０２２年（令和４年）　１月発送（３段４４７個　１段２１１個）
- ・上記の期間以外にも同様の内容の配送があれば、その配送先一覧

【追加請求分２】

- ・追加請求分１について、送り状等、お届け先住所、氏名がわかる資料

○提出状況

令和６年７月２５日付で上記の記録の提出を求めたところ、令和６年８月５日に、配送先件数の提出があったが、上記お節料理の配送なのかは不明との回答書の提出があった。

また、追加請求分２については、伝票画像として確認できず、資料として存在しないため、提出することができない旨の回答があった。

6 委員派遣

なし

7 調査の内容及び委員会としての判断

(1) 温泉利用券に関する虚偽の公文書を作成した疑惑について

i 調査対象

当委員会が調査を進める過程で、①平成３１年４月１日付「魅力創生課・会議・協議・打合せ・連絡調整記録票」と題する書面（以下「本件文書１」という。）及び②令和３年１０月１日付「令和３年度洲本温泉利用券に係る仕入れ価格について」と題する書面（以下「本件文書２」という。）の２通の文書について、その作成経緯について精査すべき事情（虚偽の公文書が作成された可能性）があると思料するに至った。

ii 認定事実

ア 洲本市ふるさと納税にかかる総務省による調査

令和３年末頃から洲本市ふるさと納税に関して、返礼品である洲本温泉利用券（以下「本件利用券」という。）の調達にあたって、洲本市がこれを補填しているのではないかと疑念を受け、令和４年２月頃から総務省は、兵庫県を通じて、洲本市の関係部署に対して、資料の提供やヒアリングなどを求める調査を実施した（以下「総務省調査」という。）。総務省調査においては、ふるさと納税返礼品や事務手数料が所定の基準を満たしているかを中心として調査がなされた。

総務省調査については、洲本市企画情報部魅力創生課が窓口となって対応し、洲本市におけるふるさと納税は、同課が担当していたところ、当時、同課課長として同課の事務を統括していたG元課長は、総務省調査に関して、必要書類の準備・提供、説明など

を行っていた。

総務省調査の結果、令和４年４月２６日、総務省から洲本市に対して、「ふるさと納税の対象となる地方団体」の指定取消しが通知されるに至っている。

イ 本件文書１の作成経緯

本件文書１は、平成３１年４月１日に、洲本市シティプロモーションに係る協力事務手数料単価の目安に関して、洲本市魅力創生課（Ｇ元課長ほか１名の職員）とＣ連盟の事務局長が協議を行ったことを記録する文書である。

しかし、当委員会における関係者の証言によれば、本件文書１は、同日作成されたものではなく、令和４年２月頃、総務省調査が実施された時期に作成されたと認められる。

また、平成３１年４月１日に、同課とＣ連盟との間で、本件文書１記載の協議がなされたことを示す客観的資料はない。Ｃ連盟事務局長によれば、返礼品や手数料の割合についても知らないということであった。

本件文書１について、Ｇ元課長は、協議自体は行ったと証言しているものの、本件文書１の作成時期・押印時期に関する質問に対して、「覚えていません」、「分かりません」という曖昧な証言にとどまっている。

他方、Ｃ連盟事務局長は事務手数料などの協議を行ったことを否定し、その他に協議がなされたことを示す客観的な資料はない。

ウ 本件文書２の作成経緯

本件文書２は、Ｃ連盟から、本件利用券を仕入れるに際しての仕入価格を決定する際の決裁書であり、その「起案年月日」は「Ｒ３．４．１」とされ、同年４月１日付、Ｃ連盟作成名義にかかる「見積書」が添付されている。

しかし、関係者の証言によれば、令和３年４月１日までに、Ｃ連盟から見積書の交付はなされておらず、総務省調査が実施された時期（令和４年２月頃）に見積書自体を洲本市側（魅力創生課）において作成し、Ｃ連盟に押印を求めたものであった。

iii 本件文書１に関する当委員会の判断

ア 結論

本件文書１は、虚偽の内容を記載したものであり、その作成、行使について、虚偽有印公文書作成罪（刑法第１５６条）及び同行使罪（同法第１５８条第１項）に該当することが強く疑われる。

このため、洲本市において、必要な調査を行い、関係者に対する刑事告訴その他職務規定違反による適切な処分をされたい。

また、再発を防止すべく公文書の意義を職員に周知させるべきである。

イ 理由

本件文書１は、平成３１年４月１日、洲本市シティプロモーションに係る協力事務手

数料単価の目安について、魅力創生課とC連盟が協議したことを記録する文書であるが、C連盟事務局長の証言、及び協議が行われたとされる日から約3年が経過した令和4年2月頃、総務省調査の時期になってから当該文書が作成された経緯からして、真実は、同日に事務手数料などの協議が一切行われておらず、総務省調査への対応の中で存在してしかるべき本件利用券の事務手数料単価に関する資料がないことを糊塗するために、本件文書1を作成したものであることが強く疑われる。

したがって、本件文書1については、虚偽の内容を記載して作成したものであることが強く疑われる。

また、本件文書1は、決裁書類として洲本市役所内の所定の場所に編てつされ、かつ、令和4年2月頃、当該文書を内容の真実な文書として、ふるさと納税指定制度に係る調査のために、同市役所本庁舎に来庁していた兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課員に交付したのであるから、虚偽公文書を行使したものと考えられる。

iv 本件文書2に関する当委員会の判断

ア 結論

本件文書2には内容虚偽の記載があり、その作成、行使については、虚偽有印公文書作成罪（刑法第156条）及び同行使罪（刑法第158条第1項）に該当するものと考えられる。

このため、洲本市において、必要な調査を実施のうえ、関係者に対する刑事告訴その他職務規定違反による適切な処分をされたい。

また、再発を防止すべく、公文書の意義を職員に周知すべきである。

イ 理由

本件文書2は、洲本市ふるさと納税にかかる本件利用券の仕入価格に関する決裁書である。しかし、上記「本件文書2の作成経緯」に記載のとおり、真実は令和3年4月1日時点では本件利用券の仕入価格に関する決裁が行われておらず、総務省調査が実施された時期（令和4年2月頃）、本来存在すべき決裁書がないことを糊塗するために、決裁が行われたかのような記載のある本件文書2を作成したものであることが強く疑われる。

したがって、本件文書2は、内容虚偽の公文書と判断せざるを得ない。

また、本件文書2は、決裁書類として洲本市役所内の所定の場所に編てつされ、かつ、令和4年2月頃、当該文書を内容の真実な文書として、ふるさと納税指定制度に係る調査のために同市役所本庁舎に来庁していた兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課員に交付したのであるから、虚偽公文書を行使したものと考えられる。

(2) お節料理の管理について

i 調査対象

ふるさと納税返礼品として、発注されたお節料理については、当委員会において調査を進める過程で、配送先不明なもの他に、消費期限が切れたために大量の廃棄措置が行われたことを確認した。このため、発注及び決裁、配布先、在庫管理、廃棄に至る経緯について調査することとした。

ii 認定事実

洲本市ふるさと納税の返礼品として、お節料理が登録されていたところ、当該お節料理は、大量に発注がなされ、洲本市が保管料を負担して冷凍保存されていた。そして、冷凍保存されたお節料理は、洲本市企画情報部魅力創生課の管理に属し、G元課長は同課長として同課の物品管理者であった。

令和3年10月1日付、『『洲本市オリジナルおせち』の開発納品に関する申し込み書』により洲本市が取得し、同課の所管に属することになったお節料理は、2,000個（総額4,800万円）に及ぶ。しかし、同課において、お節料理の受入れ、及び払出しの状況が適切に記録されておらず、当委員会の調査の結果、大量に発注され冷凍保存されていたお節料理について、多数のお節料理の受入れ、及び払出しの状況が、洲本市において把握できない状況であることが判明した。

さらに、廃棄されたとされるお節料理は、一段重588個、6,696,000円であり、送付先不明のものは、一段重75個、900,000円、三段重207個、7,452,000円（やまなみ苑で廃棄分を含む）となっており、廃棄と送付先不明を合わせると、一段重633個、三段重207個、総額15,048,000円が洲本市の損害と言わざるを得ない。

iii 当委員会の判断

ア 結論

洲本市は、お節料理の亡失にかかる損害の填補を図るために必要な措置を講ずるべきである。

イ 理由

前述のとおりG元課長は、同課の物品管理者として、同課の所管に属する物品を常に善良な管理者の注意をもって管理し、その出納を証拠書類によって行わなければならない義務を負っていた。しかし、G元課長は、これらの義務を怠り、令和3年10月1日付、『『洲本市オリジナルおせち』の開発納品に関する申し込み書』により洲本市が取得し、同課の所管に属していたお節料理（オリジナルおせち及びオリジナル三段重おせち）の管理、及び出納を漫然と行い、多数のお節料理の受入れ、及び払出しの状況を洲本市に把握することが困難な状態にさせた結果、適正な手続きを経ずに、洲本市からお節料理の占有を離れさせ（管理不十分により廃棄に至ったものを含む。）、洲本市に財産的損害を生じさせた。

したがって、G元課長及びその関係者はかかる損害を賠償する責任があると思料する

ため、洲本市においては、損害の賠償を求める所要の措置を講ずるべきである。

(3) 旧東京アンテナショップでの在庫管理について

i 調査対象

旧東京アンテナショップでの在庫管理については、当委員会において調査を進める過程で、本市より運営を業務委託されていた株式会社淡路島第一次産業振興公社（以下、業務委託事業者という）は、ショップ開店後わずか2カ月あまりで洲本市から委託契約を解除されていた。解除の理由は、「業務の処理に関し適切な履行を求め 改善を指示したが、期限までに適切な措置が実施されなかったため」とされているが、背景には業務委託事業者と洲本市、とりわけG元課長個人との間で多岐にわたる紛争が存在したようである。このため、その経緯について調査することとした。

ii 認定事実

ア 旧東京アンテナショップで販売されていた商品の中で、業務委託事業者の社員が経営する会社より納入されていることや、仕入の価格が販売価格を上回る商品があることが確認された。

イ 旧東京アンテナショップにおいて、元課長が料金を支払わず飲食や、業者などに商品を振る舞っていたと言う話が報道の中であったが、事実かとの質問に対して、D元店長は「はい」と証言する一方で、G元課長は「いや、それは事実でないと思います」と証言し、証言が食い違っている。

また、その金額がいくらだったかについては、業務委託事業者が一般的な損失処理をしており、金額が明確にわかる客観的資料は特定できなかった。

iii 当委員会の判断

ア 結論

業務委託事業者の契約に関する事項や、洲本市との業務委託契約に関して内部で検証し、改善策を講ずべきである。

イ 理由

業務委託事業者は、旧東京アンテナショップの運営に関し、平成31年3月22日付、「履行及び報告等に関する指示について」では、運営体制の変更について、契約等について、事故等に係る適切な対応都市への迅速な報告について、プレゼンテーションの内容についての4点の事項の履行及び報告等を、洲本市から業務委託事業者へ指示したが、期限までに適切な措置が実施されなかったため、平成31年3月31日をもって業務委託を解除されている。

また、運営の根幹に関わる販売価格の決定や弁当販売に係る経費負担について、書面

を交わしていないなど、ずさんな対応だったと言わざるを得ない。

(4) 商品券を使用して購入したP C・プリンターについて

i 調査対象

令和2年7月頃、令和4年3月頃にそれぞれG元課長が購入したパソコン及びその関連商品について、洲本市が発行した「ふるさと洲本応援商品券」（以下「本件商品券」という。）を代金の一部として交付した行為について、本件商品券の管理における問題及び業務上横領罪に該当する可能性について調査を行った。

ii 認定事実

ア 本件商品券は、洲本市企画情報部魅力創生課において印刷、保管されていたものの、個別の識別番号ないし通し番号は印刷されず、同課の管理から外れるに際して、使途・目的・交付先、枚数、通貨換算した場合の金額などの管理がなされておらず、持ち出されても把握できない環境にあった。

また、ふるさと納税寄附者に対する返礼品である温泉利用券の「おまけ」として返礼品に同封されることがあった。

イ G元課長は、令和2年7月当時、同課長の職にあり同課の物品管理者として、洲本市の所有する本件商品券の管理の職務に従事していたところ、同年7月頃、自ら使用するためにL社からM a c B o o k P r o（13インチ）及びその付属品（以下「本件パソコン1」という。代金合計45万7,116円）を受け取った。本件パソコン1は、備品登録がなされておらず、もっぱらG元課長が使用していたものである。

G元課長は、前述の本件パソコン1の代金相当額を、L社に交付した商品券をもって弁済に充当した。この点、G元課長は、商品券での弁済を否定している。しかし、L社は、商品券で支払いを受けたものとして記録の提出をしている。さらに、G元課長は、本件パソコン1の購入その他を含めて令和5年3月29日に懲戒処分（停職6カ月）を受けているところ、これに先立つ同年3月23日、本件パソコン1の代金相当額を自ら弁済している。

これらの事情に鑑みれば、G元課長は、本件パソコン1の代金相当額を、本件商品券をもって弁済に充てたと認めるのが相当である。

ウ G元課長は、令和4年3月頃、自らが使用するためにL社からM a c B o o k P r o（以下「本件パソコン2」という。）を受け取った。G元課長は、同時期も前述同様に本件商品券を管理する立場あったところ、パソコン2の代金相当額をL社に交付した商品券（450枚、時価45万円相当）をもって弁済に充当した。この点、G元課長は、商品券での弁済を否定している。しかし、L社は、商品券で支払いを受けたものとして記録の提出をしている。

iii 本件パソコン1に関する当委員会の判断

ア 結論

G元課長が、令和2年7月頃のパソコン及びその関連商品の代金に充てるために本件商品券を交付した行為は、業務上横領罪（刑法第253条）に該当するものと考えられるため、洲本市においては、必要な調査を行った上で、刑事告訴を含む適切な措置を講ぜられたい。

イ 理由

G元課長は、令和2年7月当時、洲本市の所有する本件商品券の管理の職務に従事していたところ、同月頃、洲本市役所内その他の場所において、自ら又は同課職員をして、洲本市内において事務用品の販売等を業とするL社の社員に対し、複数回に分けて自己の管理にかかる本件商品券1,050枚（時価105万円相当）を交付して、そのうちの一部を自らがL社から購入したパソコン及びその関連商品の代金合計45万7,116円の弁済に充てるために費消した。かかる行為は、業務上横領罪（刑法第253条）に該当すると判断せざるを得ない。

iv 本件パソコン2に関する当委員会の判断

ア 結論

G元課長が、令和4年3月頃のパソコンの代金に充てるために本件商品券を交付した行為は、業務上横領罪（刑法第253条）に該当するものと考えられるため、洲本市においては、必要な調査を行った上、刑事告訴を含む適切な措置を講ぜられたい。

イ 理由

G元課長は、令和4年3月当時、洲本市の所有する本件商品券の管理の職務に従事していたところ、同月頃、L社の社員に対し、自己の管理に係る本件商品券450枚（時価45万円相当）を交付して、自らがL社から購入したパソコン45万円の弁済に充てた。かかる行為は、業務上横領罪（刑法第253条）に該当すると判断せざるを得ない。

8 総括

当委員会は、令和5年10月のふるさと納税問題調査特別委員会（以下、同特別委員会という）において指摘された、元市職員のふるさと納税事務に関する不適切な事務処理等について、調査権限の強い地方自治法第100条に基づき、より深く調査を行うべく設置された。

調査事項については、温泉利用券に関する虚偽の公文書を作成した疑いについて、お節料理の管理について、旧東京アンテナショップにおける在庫管理について、商品券を使用して購入したPC・プリンターについての4つの項目を中心に調査を進め、その結果として、虚偽公文書作成及び行使に対する告訴等、お節料理に関して、ずさんな計画

及び管理による損害の補填、業務委託事業者との業務執行に関する検証と改善、ふるさと洲本応援商品券で購入されたパソコンにおける業務上横領に対する告訴等を、それぞれ求めるものである。

この間の調査及び証人尋問から、G元課長に権限が集中したことや内部統制システムが機能不全に陥ったことは、上席の部長、副市長、市長の責任も重大である。市当局においては、速やかに調査結果及び委員会の判断について、精査の上、告訴等適切な対応をとられることを求める。そして、市政の信頼回復、また円滑な市政運営に努めることを切に要望するものである。

また、ふるさと納税制度復帰に向けては、総務省の基準を遵守した制度設計と、そのチェック体制及び管理体制の確立、産品と参加事業者に関して、厳格化及び明確化等が必要である。ふるさと納税制度からの指定取消しから2年余りが経過し、この間、並行して設置されたふるさと納税事務調査特別委員会等で様々な角度から調査が進められ、市当局からは改善策が示されているが、より一層スピード感をもって取り組みを進めることを望むものである。

最後に、当委員会の調査にご協力をいただいた関係各位に感謝を申し上げ、調査報告とする。

9 証言拒否等

- (1) 証人の出頭拒否、参考人の出席拒否の状況
なし
- (2) 証人の証言拒否の状況
なし
- (3) 虚偽の証言、自白の状況
なし
- (4) 記録の提出拒否の状況
なし
- (5) 宣誓拒否の状況
なし

10 告発

- (1) 告発の状況
なし
- (2) 告発の取下げ
なし

11 調査経費

(1) 調査経費に関する議会の議決の状況

令和5年度分 50万円以内（令和5年10月19日議決）

令和6年度分 50万円以内（令和6年 3月25日議決）

(2) 決算見込み額

令和5年度

予算執行なし

令和6年度

節	内容	金額（円）
8節 旅費	証人1人分の交通費・宿泊費	31,931円
合計		31,931円

12 その他

(1) 証人に対する公示送達

なし